平成２３年（フ）第５３９号
京都市北区紫竹東栗栖町53番地の４
債務者　藤井　一範
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
兵庫県姫路市林田町八幡752番地32
債務者　UOZUMI　DESY　GRACE　SANTOS
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２９号
広島市南区西本浦町16番４号
債務者　浅川　宏次
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０号
広島市南区西本浦町16番４号
債務者　浅川サユリ
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３８号
広島市西区南観音６丁目９番14号
債務者　池田　英則
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３９号
広島市西区南観音６丁目９番14号
債務者　池田　富子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９６号
広島市安佐南区相田４丁目８番40―５号
債務者　長尾　　忍
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４９号
広島県廿日市市四季が丘５丁目２番地２
債務者　石橋　英一
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２１号
広島市安佐北区真亀４丁目３番56―301号
債務者　福本　信夫
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２００８号
福岡県筑紫野市原田７丁目９番地３　メゾン・ド・ボーテ壱番館101号
債務者　重冨　勇作
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２００９号
福岡県筑紫野市原田７丁目９番地３　メゾン・ド・ボーテ壱番館101号
債務者　重冨佐智恵
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７３８号
福岡市南区五十川２丁目11番21―206号
債務者　松原由以子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９０９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋589番地４
債務者　松岡　尚子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２３７号
福岡県筑紫野市二日市西１丁目９番１―103号
債務者　笠井　　裕
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３２２号
福岡市西区石丸２丁目15番44号
債務者　川口久美子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４７３号
福岡県糸島市池田103番地１メイプルシティ池田Ｃ―２号
債務者　原田　　綾
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４２号
福岡市西区周船寺３丁目17番21―201号
債務者　沖口　隆善
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２０号
福岡市南区曰佐３丁目16番15号
債務者　吉村　里美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部